

弾正公園テニスコート抽選会実施要綱

この要綱は、草津市都市公園条例施行規則第3条第2項に基づき、弾正公園テニスコートの円滑な運営と公平な利用を期すために行なう抽選会の実施方法について定めるものである。

1. 実施日 毎月第1土曜日

(ただし、第1土曜日が休館日の場合は第2土曜日とする)

2. 時間 ①土・日・祝日の利用分 : 13時30分～

②平日の利用分 : 14時30分～

3. 場所 総合体育館 剣道場

4. 方法 ①くじで優先順序を決める

②優先順序に従い、1団体につき6時間分の申請ができる。
ただし、申請単位は2時間以上とする。

③申し込みの申請が終わった団体から順に、使用許可申請書を提出し、許可証を受ける

5. 注意事項

① 抽選会の出席は、**1団体につき5名まで**とする。

② 出席者は、**2グループ以上**の団体の申し込みを行うことはできない。

③ くじは、他の団体に譲渡することはできない。

④ 開始時間に遅れた者は、抽選会に参加できない場合がある。

⑤ 一旦申請したものは、変更を認めない。

⑥ 大会等を行う場合で、市長が必要と認めた場合は、抽選会より前に利用許可を与える場合がある。

⑦ 不正により使用許可を受けた者、使用許可を受けた以外のコート・時間を不正に使用した者は、次回からの抽選会の参加をお断りする場合がある。